

安芸太田町公共施設等個別施設計画の見直しについて

1. 現計画の概要

(1) 総合管理計画

●公共施設等総合管理計画

◇計画策定 平成 29 年 3 月

◇計画期間 平成 28 年度～令和 17 年度（20 年間）

◇目 標 建物資産総延床面積の 30%以上削減
(平成 27 年度末 約 121,672 m² ⇒ 令和 17 年度末 約 85,170 m²)

【対象施設】(平成 28 年 3 月)

施設類型	棟数	面積 (m ²)	施設類型	棟数	面積 (m ²)
町民文化施設・集会施設	28	14,109	行政施設	24	7,830
社会教育施設	5	523	公営住宅	106	9,086
スポーツ・観光レクリエーション施設	141	28,267	その他	29	2,632
産業施設	14	3,381	水道施設関係	32	3,211
学校教育施設	60	27,944	医療施設	16	13,156
子育て支援施設	20	4,347	合 計	488	121,672
保健・福祉施設	13	7,186			

●公共施設等総合管理計画【改訂】

◇改訂時期 令和 5 年 5 月

◇主な変更 以下の施設等を建物資産の対象から除外

- ①水道関係施設
- ②延床面積 100 m²未満の建物
- ③簡易な建物
- ④歴史的建造物（文化財）等

(2) 個別施設計画

●個別施設計画（建築資産のみ対象）

◇計画策定 令和 3 年 3 月

◇計画期間 令和 3 年度～令和 17 年度（15 年間）

◇除外施設 以下の施設等を対象から除外

- ①100 m²未満の建物 ※消防屯所を除く
- ②簡易な建物（倉庫、車庫、バス停等）
- ③歴史的建造物（文化財）等
- ④学校教育施設、公営住宅 ⇒ 別途計画あり
- ⑤用途廃止した施設

【対象施設】（令和３年３月）

《 94 施設 》

施設類型	主な施設種類	施設数
町民文化施設・集会施設	集会施設、文化施設	18
社会教育施設	図書館、資料館等	5
スポーツ・観光レクリエーション施設	スポーツ施設、保養施設、観光レクリエーション施設	30
産業施設	産業系施設	6
子育て支援施設	幼保・こども園、幼児・児童施設	7
保健・福祉施設	高齢者福祉施設、保健施設、その他の社会福祉施設	9
行政施設	庁舎等、ごみ処理施設	7
医療施設	病院等、医師住宅等	6
その他	その他（火葬場、屯所、災害備蓄倉庫等）	6

【見直しの方向】

- ・廃止（除却、売却、譲渡等）
- ・転用（機能移転）
- ・集約化または複合化
- ・長寿命化

2. 個別施設計画の見直し

- ◇計画期間 令和８年度～令和１７年度（１０年間）
- ◇除外施設 用途廃止施設（４施設）→いこいの村、林業総合センター、信愛荘、木工陶芸館
- ◇追加施設 以下の施設等を対象施設または対象施設の床面積に追加
 - ①延床面積 100 ㎡未満の建物 →対象施設の延床面積に追加
 - ②簡易な建物（４６箇所）→倉庫、車庫、バス停等
 - ③新設建物（５施設）→黎明館、消防備蓄倉庫兼屯所(4ヶ所)

【対象施設】（令和７年４月１日）

《 137 施設 》

施設類型	主な施設種類	施設数
町民文化施設・集会施設	集会施設、文化施設	19
社会教育施設	図書館、資料館等	7
スポーツ・観光レクリエーション施設	スポーツ施設、保養施設、観光レクリエーション施設	41
産業施設	産業系施設	6
子育て支援施設	幼保・こども園、幼児・児童施設	9
保健・福祉施設	高齢者福祉施設、保健施設、その他の社会福祉施設	8
行政施設	庁舎等、ごみ処理施設	8
医療施設	病院等、医師住宅等	29
その他	その他（火葬場、屯所、災害備蓄倉庫等）	10

◇総合管理計画における対象施設

総延床面積	⇒	1 1 7, 2 3 7 m ²
現況面積（令和7年4月1日）	⇒	1 0 2, 5 3 0 m ²
削減率	⇒	1 2. 5 %
目標面積（削減率30%）	⇒	8 2, 0 6 5 m ²

◇見直しの視点

①施設の必要性

人口減少や社会情勢の変化とともに稼働状況が低迷し、その存在意義や必要性が低下した施設については、廃止を視野に入れた検討を進めます。

②施設の老朽化

残存耐用年数や施設の劣化度、安全性、耐震性、今後の大規模改修の見通しなども勘案した上で、費用対効果の観点から施設の方向性を検討します。

③施設の集約化

将来を見据えた利用の可能性を考慮し、施設の集約化等を進めることにより、類似施設の総量の適正化を図るとともに、効率的で持続可能な施設運営を目指します。

④地元への譲渡

設置当初は公の施設として位置付けられていた施設であっても、実態として日常的な利用者が地域住民に限定される施設については、地元への譲渡を基本として検討を進めます。

⑤民間活用の可能性

適正管理の観点から、サービス内容が民間と競合している施設や民間による利活用の可能性が見込まれる施設については、積極的に民間への売却や貸付を検討します。

3. 審議について

本審議会では、個別施設の方向性について審議いただいた上で、方針を決定していただきます。

方針を受けて、町においては「公共施設等個別施設計画」を策定するとともに、方針に沿って関係者等との合意形成や公募などの諸手続きに着手する予定です。

【審議予定】

第1回	6月30日（月）	集会施設等、観光レク施設、産業施設
第2回	8月	行政施設、保健・福祉施設、医療施設、その他
第3回	11月	文化施設、社会教育施設、スポーツ施設、子育て支援施設
第4回	2月	まとめ